

・平成16～18年度において、組織のスリム化に沿って計画的に2割程度縮減（平成17年度においては、6.9%縮減）

◆ 強い農業づくり交付金のうちソフト交付金

認定農業者等担い手育成対策のうち新技術普及促進支援 等
金額は、強い農業づくり交付金 47,009(0)百万円の内数

- ・優れた担い手の育成等の現場課題に的確に対応できるよう、普及指導員の調査研究活動を通じた、より高度で重点的な普及活動を実施
- ・普及事業の改革に伴い、今後の普及職員に求められる機能強化のため、技術指導能力、課題解決能力等の資質の向上を図るための研修を緊急的に実施
- ・農業委員会との連携を図りつつ、普及組織による遊休農地の解消に向けた技術的な側面からの支援を実施

◆ 革新的農業技術習得研修委託事業 34(22)百万円

- ・独立行政法人試験研究機関等で開発された高度先進的な技術を普及指導員にいち早く習得させるための研修を充実

◆ 農業改良資金

農業改良資金貸付枠 380(445)億円
(うち女性起業向け優先枠 30(30)億円)

なお、各事業の概要については下記の概算決定をご覧ください。

<http://www.maff.go.jp/soshiki/nousan/fukyuuka/newsite/gaisankettei.htm>

三位一体改革における協同農業普及事業交付金の扱いについて

協同農業普及事業交付金は、普及職員の設置、普及活動の実施、普及センターの運営など普及事業を行う上で必要となる基礎的な経費について、国が都道府県に対して補助しているものです。（平成16年度予算額234億円）

今回の三位一体改革では、本年8月に全国知事会をはじめとする地方六団体から「国庫補助負担金等に関する改革案」が提起され、その中で、協同農業普及事業交付金についても、平成17及び18年度で廃止し税源移譲すべきとされたところだ。

これを受けた検討の結果、協同農業普及事業交付金については、その人件費相当額の一部について、税源移譲の対象とすることとされました。

すなわち、過去の実績で見ると協同農業普及事業交付金の9割が普及職員の人件費に充てられていますが、その人件費相当額のうち、国の政策判断により配分する20%分を除いた80%分（都道府県の農業人口、耕地面積及び市町村数に応じて配分している部分）が移譲対象とされたものです。（移譲予定額146億円）

このような税源移譲が行われても、

- ①11月26日の三位一体改革に関する政府・与党合意において、「地域間の財政力格差の拡大について確実な対応を図る」とされていること
 - ②法律による普及指導員の必置規制が残され、事業が実施されるための法制度が担保されていること
 - ③人件費部分の一部の移譲であり、残りの人件費及び普及活動等に要する経費に相当する部分は協同農業普及事業交付金として存続すること
- から、引き続き、国と都道府県の連携の下で普及事業の適切な執行が確保できるものと考えています。

なお、平成17年度の協同農業普及事業交付金については、「経済財政運営と構造改革に関する基本方針2003」を踏まえ組織のスリム化に沿って3年間（平成16年度～18年度）で計画的に2割程度の縮減を行うという、昨年決定した方針のとおり概算決定となり（平成17年度概算決定額218億円、対前年6.9%の減）、今回の三位一体改革に関連した税源移譲は、平成18年度に行われることとなっています。

★普及課ホームページ～明日の農業 支える普及～がリニューアルされましたので、ぜひご利用下さい。

<http://www.maff.go.jp/soshiki/nousan/fukyuuka/newsite/index.htm>

なお、このメールマガジンに関するご意見・ご要望などがございましたら、下記までご連絡願います。

e-fukyu@nm.maff.go.jp

03-3502-8111 (4278)

*** ご注意 ***

メールマガジンに記載したURLで、一部PDF形式のものがあります。PDFファイルをご覧頂くためには、農林水産省ホームページにある「Get Acrobat Reader」のボタンでAcrobat Readerをダウンロードしてください。
